

逗子市行方不明高齢者等 SOS ネットワークについて

(ご 家 族 向 け 案 内) 令和7年4月作成

逗子市行方不明高齢者等 SOS ネットワークとは

高齢化が進み、認知症高齢者が増加する中で、徘徊の問題も大きくなっています。

逗子市行方不明高齢者等 SOS ネットワークは、徘徊のため行方がわからなくなってしまった高齢者を、警察・行政・民間組織が協力し、できるだけ早く発見してご家族のもとに帰すことを目的としています。

警察の捜索と平行して、公共交通機関及び市内福祉施設等の協力機関に捜索の協力を依頼し、高齢者の早期発見・保護を図ります。

逗子市行方不明高齢者等 SOS ネットワークの利用方法

あらかじめ「逗子市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク利用登録申込書(第1号様式)」を、市の窓口にご提出ください。

日頃から、目につきやすい場所に、この案内と「逗子市行方不明高齢者等捜索申込書(第2号様式)」を置いておき、いざというときにあわてずに、連絡できるようにしておいてください。

■ 高齢者の行方がわからなくなった場合は

- ① まず、必ず110番で警察に電話をしてください。

例：「逗子市の〇〇〇(氏名)といいます。家族の〇歳の〇〇〇が行方不明になりましたので、捜索をお願いします。」

- ② SOS ネットワークを利用する際は以下の時間区分に応じて、市役所又は逗子ホームせせらぎに電話をしてください。

平日の午前8時30分～午後5時

・逗子市役所 福祉部 高齢介護課 高齢福祉係

電話番号 046-873-1111 内線(252)

平日の午後5時～翌朝午前8時30分、土曜日、日曜日及び祝日

・逗子ホームせせらぎ

電話番号 046-873-2501

- ③ 電話がつながりましたら、「SOS ネットワークでの発見協力を依頼します。」とお伝えください。「逗子市行方不明高齢者等搜索申込書(第2号様式)」の内容をお尋ねしますので、搜索申込書に沿ってお話してください。
- ④ 警察や協力機関のいずれかで高齢者を発見した場合には、警察から連絡がありますので、ご家族のどなたかが必ずご自宅にいらしてください。
- ⑤ ご家族が高齢者を発見された場合、逗子警察署(電話 046-871-0110)に連絡した後、以下の時間区分に応じて、市役所又は逗子ホームせせらぎに必ず連絡をしてください。

平日の午前8時30分～午後5時

・逗子市役所 福祉部 高齢介護課 高齢福祉係

電話番号 046-873-1111 内線(252)

平日の午後5時～翌朝午前8時30分、土曜日、日曜日及び祝日

・逗子ホームせせらぎ

電話番号 046-873-2501

- ⑥ 「逗子市行方不明高齢者等搜索申込書(第2号様式)」については、必要事項をご記入後、上記の時間区分に応じて市役所又は逗子ホームせせらぎへ提出してください。

問合せ先

逗子市福祉部高齢介護課 高齢福祉係

電話番号 046-873-1111 内線 252